

令和7年3月19日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
5	山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について	学校運営・ 施設整備室	p 2
6	山口県文書館規則の一部を改正する規則の制定について	学校運営・ 施設整備室	p 7
7	山口県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について	教職員課	p 1 2
8	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課	p 1 6

協議事項

番号	件名	主管課	
1	県立高校の再編整備により設置する新高校について	高校教育課	p 2 5

議案第5号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和57年山口県教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和7年(2025年)3月19日

山口県教育委員会

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項備考の欄中

防無衣	4年	山口県立山口高等 学校徳佐分校に勤 務する職員に限 る。
-----	----	---------------------------------------

を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第1 (第3条関係) (昭59教委規則1・昭60教委規則1・昭62教委規則2・昭62教委規則6
 ・昭62教委規則9・平6教委規則3・平9教委規則5・平12教委規則5・平15教委規則6・平
 16教委規則10・平18教委規則22・平19教委規則12・平20教委規則17・平22教委規則7・平25教
 委規則5・令4教委規則7・令5教委規則5・一部改正)

項	職員の範囲	品目	貸与期間	備考
---	-------	----	------	----

1、2 (略)

3	運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員	作業帽	2年	ボイラー技士又は校務技士の職にある職員にあつては、貸与期間を2年とする。
		作業服(上)(夏用)	3年	
		〃 (〃)(冬用)	3年	
		〃 (下)(夏用)	3年	
		〃 (〃)(冬用)	3年	
		雨がっぱ	4年	
		ゴム長靴	1年	
布靴	1年	校務技士の職にある職員に限る。		

以下 (略)

別表第1 (第3条関係) (昭59教委規則1・昭60教委規則1・昭62教委規則2・昭62教委規則6
 ・昭62教委規則9・平6教委規則3・平9教委規則5・平12教委規則5・平15教委規則6・平
 16教委規則10・平18教委規則22・平19教委規則12・平20教委規則17・平22教委規則7・平25教
 委規則6・令4教委規則7・令5教委規則5・一部改正)

項	職員の範囲	品目	貸与期間	備考
---	-------	----	------	----

1、2 (略)

3	運転士、ボイラー技士又は校務技士の職にある職員	作業帽	2年	ボイラー技士又は校務技士の職にある職員にあつては、貸与期間を2年とする。
		作業服(上)(夏用)	3年	
		〃 (〃)(冬用)	3年	
		〃 (下)(夏用)	3年	
		〃 (〃)(冬用)	3年	
		防寒衣	4年	
		雨がっぱ	4年	
ゴム長靴	1年	山口県立山口高等学校徳佐分校に勤務する職員に限る。		
布靴	1年			

以下 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○山口県教育委員会被服等貸与規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和五十七年四月一日 山口県教育委員会規則第四号)</p> <p>第一条、二条 (略)</p> <p>(対象職員、品目及び貸与期間)</p> <p>第三条 被服等を貸与する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の範囲、貸与する被服等(以下「貸与品」という。)の品目及び貸与品の貸与期間は、別表第一のとおりとする。</p> <p>第四条(附則) (略)</p>	<p style="text-align: center;">○山口県教育委員会被服等貸与規則</p> <p style="text-align: center;">(昭和五十七年四月一日 山口県教育委員会規則第四号)</p> <p>第一条、二条 (略)</p> <p>(対象職員、品目及び貸与期間)</p> <p>第三条 被服等を貸与する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の範囲、貸与する被服等(以下「貸与品」という。)の品目及び貸与品の貸与期間は、別表第一のとおりとする。</p> <p>第四条(附則) (略)</p>

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

1 改正理由

県立高校の再編整備に伴い、標記規則の一部改正が必要となったもの。

2 改正内容

別表第1（第3条関係）3の項

	現 行	改 正 後
品目欄	防寒衣	(削除)
貸与期間欄	4年	
備考欄	山口県立山口高等学校徳佐分校に勤務する職員に限る。	

3 施行日

令和7年4月1日

議案第6号

山口県文書館規則の一部を改正する規則の制定について

山口県文書館規則（昭和60年山口県教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和7年(2025年)3月19日

山口県教育委員会

第二条第一項第三号を削り、同項第四号中「二週間」を「十日」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県文書館規則の一部を改正する規則

山口県文書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「月曜日が休日にあたる時は、月曜日及びその日後において最も近い休日以外の日」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで」を「十二月二十八日から一月四日までの日」改め、同号を同項第二号とし、第二条第一項第一号及び二号を次のように改める。

一 月曜日及び月末整理日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

○山口県文書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正案

○山口県文書館規則

（昭和六十年三月二十九日
山口県教育委員会規則第六号）

第一条（略）

第二条 文書館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 月曜日及び月末整理日

二 十二月二十八日から一月四日までの日
（削る）

三 資料点検期間（春季及び秋季においてそれぞれ十日以内の期間とする。）

2（略）

以下（略）

現行

○山口県文書館規則

（昭和六十年三月二十九日
山口県教育委員会規則第六号）

第一条（略）

第二条 文書館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）

二 月曜日（月曜日が休日にあたる場合は、月曜日及びその日後において最も近い休日以外の日）及び月末整理日

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

四 資料点検期間（春季及び秋季においてそれぞれ一週間以内の期間とする。）

2（略）

以下（略）

山口県文書館規則の一部を改正する規則

1 改正の趣旨

県民サービス向上の観点から、山口図書館内にある文書館の開館日を山口図書館と同一にする。

2 改正の概要

開館日を定めた第2条を改正する。

現 行	改 正 案
<p>(開館日) 第二条 文書館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)</p> <p>二 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、月曜日及びその日後において最も近い休日以外の日)及び月末整理日</p> <p>三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで</p> <p>四 資料点検期間(春季及び秋季においてそれぞれ一週間以内の期間とする。)</p>	<p>(開館日) 第二条 文書館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。</p> <p>一 月曜日及び月末整理日</p> <p>二 十二月二十八日から一月四日までの日</p> <p>三 資料点検期間(春季及び秋季においてそれぞれ十日以内の期間とする。)</p>

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第7号

山口県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

山口県教育職員免許状再授与審査会規則を次のとおり定める。

令和7年(2025年)3月19日

山口県教育委員会

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(委員の除斥)

第五条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第六条 会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席等)

第七条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて学識経験を有する者、教育関係職員その他の者を会議に出席させて説明をさせ又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、山口県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者以外の者で、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者

山口県教育職員免許状再授与審査会規則について

1 制定の趣旨

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し再び免許状を授与する際には、都道府県教育委員会の設置する再授与審査会の意見を聴かなければならないことが規定されるとともに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」において、再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は都道府県の教育委員会規則で定めることとされているため制定するもの。

2 制定の内容

(1) 組織に関すること

	内 容	省令	審査会規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○（第2条）
委員の構成	児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）		○（第3条）
委員の服務	守秘義務		○（第3条）

(2) 運営に関すること

	内 容	省令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	・再授与「可」とする際：出席委員の全員一致 （一致しない場合は、過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意 （可否同数の場合は、会長が決定）	○	
会の招集	会長		○（第4条）
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○（第5条）
会議の公開	非公開		○（第6条）
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○（第7条）
会の庶務	教育庁教職員課		○（第8条）

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第8号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和7年(2025年)3月19日

山口県教育委員会

別表の1の表山口県立防府商工高等学校の項中

校	普通科	3又は4	1							
---	-----	------	---	--	--	--	--	--	--	--

を「定時制課程」に改め、

普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立山口高等学校	山口	本校	普通科	3	230											
			文科	3	35											
			理数科	3	35											

別表の1の表山口県立宇部工業高等学校の項中

校	機械科	4	1							
---	-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--

を「定時制課程」に改め、

機械科は、令和4年度から生徒募集を停止する。」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	160									全日課程理科数は、令和7年度からは、生徒募集を停止する。
			理数科	3	—									
			人文探検科	3	35									
			理数探検科	3	35									
			坂上分校 普通科	3	30									

別表の1の表山口県立光高等学校の項中

校	普通科	3	240	—	を								
---	-----	---	-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、「定時制課程普通科

は、令和4年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立防府高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府高等学校	防府市	本校	普通科	3	240															衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護科	3	40																		

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日)
山口県教育委員会規則第二号

第一条～第二十九条(略)
附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島

山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	160									全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	二									
			人文探究科	3	35									
			理数探究科	3	35									
		坂上分校	普通科	3	30									

(略) 岩国総合～田布施農工

山口県立光高等学校	光市	本校	普通科	3	140									
			総合学科	3	80									

(略) 下松～南陽工業

山口県立防府高等学校	防府市	本校	普通科	3	240						衛生看護専攻科	2	40	
			衛生看護科	3	40									

(略) 防府西

山口県立防府商工高等学校	防府市	本校	商業科	3	120									
			情報処理科	3	40									
			機械科	3	80									
山口県立山口高等学校	山口市	本校	普通科	3	230									
			文科	3	35									
			理数科	3	35									

現 行

○山口県立高等学校等の管理に
関する規則

(昭和二十二年三月八日)
山口県教育委員会規則第二号

第一条～第二十九条(略)
附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学 年定員	昼夜 の別	学科	修業 年限	第1学 年定員	学科	第1学 年定員	学科	修業 年限	

(略) 周防大島

山口県立岩国高等学校	岩 国 市	本 校	普通科	3	160										全日制課程理数科は令和7年度から、広瀬分校の全日制課程普通科は令和5年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	二										
			人文探 究科	3	35										
			理数探 究科	3	35										
		坂上分 校	普通科	3	30										
広瀬分 校	普通科	3	二												

(略) 岩国総合～田布施農工

山口県立光高等学校	光 市	本 校	普通科	3	140	夜	普通科	3又 は4	二							定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			総合学 科	3	80											

(略) 下松～南陽工業

山口県立防府高等学校	防 府 市	本 校	普通科	3	240						衛生看護専攻科	2	40	佐波分校の全日制課程普通科は、令和5年度から生徒募集を停止する。
			衛生看護科	3	40									
		佐波分 校	普通科	3	二									

(略) 防府西

山口県立防府商工高等学校	防 府 市	本 校	商業科	3	120	夜	普通科	3又 は4	二						定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			情報処 理科	3	40										
			機械科	3	80										
山口県立山口高等学校	山 口 市	本 校	普通科	2	230	夜	普通科	3以 上	二		普通科	二			定時制課程普通科並びに通信制課程普通科及び衛生看護科は令和4年度から、徳佐分校の全日制課程普通科は令和5年度から生徒募集を停止する。
			文 科	2	35										
			理数科	2	35										
		徳佐分 校	普通科	2	二										

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改正案

(略) 山口中央～宇部商

山口県立宇部工業高等学校	宇部市	本校	機械科	3	40															
			電子機械科	3	40															
			電気科	3	35															
			化学工業科	3	35															

以下(略)

現 行

(略) 山口中央～宇部商

山口県立宇部工業高等学校	宇 部 市	本 校	機 械 科	3	40	夜	機 械 科	4	二										定時制課程機械科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
			電 子 機 械 科	3	40														
			電 気 科	3	35														
			化 学 工 業 科	3	35														

2/4 (縮)

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 令和5年4月に岩国高等学校広瀬分校、防府高等学校佐波分校及び山口高等学校徳佐分校を募集停止したことに伴い、令和6年度末をもって岩国高等学校広瀬分校、防府高等学校佐波分校及び山口高等学校徳佐分校の在籍者がいなくなり、同分校が廃止となるため。
- (2) 令和4年4月に光高等学校定時制課程、防府商工高等学校定時制課程、山口高等学校定時制課程及び宇部工業高等学校定時制課程並びに山口高等学校通信制課程を募集停止したことに伴い、令和6年度末をもって光高等学校定時制課程、防府商工高等学校定時制課程、山口高等学校定時制課程及び宇部工業高等学校定時制課程並びに山口高等学校通信制課程の在籍者がいなくなり、同課程が廃止となるため。

2 概要

- (1) 別表の1の表山口県立岩国高等学校の項のうち広瀬分校、山口県立防府高等学校の項のうち佐波分校及び山口県立山口高等学校の項のうち徳佐分校を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立光高等学校の項、山口県立防府商工高等学校の項、山口県立山口高等学校の項及び山口県立宇部工業高等学校の項のうち、定時制課程を削除する。
- (3) 別表の1の表山口県立山口高等学校の項のうち、通信制課程を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

県立高校の再編整備により設置する新高校について(案)

1 柳井高校を校地とする新高校

(1) 校名

山口県立柳井高等学校

<選定の理由>

- 「柳井」は所在地を示し、地域住民に親しみやすく分かりやすい。
- 普通科・商業科を併置する学校名は、通常、地名のみである。

(2) スクール・ミッション

文武両道を実践し、地域・社会の課題解決に向けた探究活動や実践的・体験的な教育活動等を通して、確かな学力や高度な専門性、豊かな人間性を培い、地域やグローバルな社会に貢献できる人材及び産業の持続的な発展を担う人材を育成します。

(3) 設置学科

普通科（5学級） ビジネス情報科（1学級）【商業に関する学科】

(4) 学科の特色

普通科

確かな学力と豊かな人間性を培い、他者と連携・協働してグローバルな社会に貢献できる人材を育成

- 個別最適な学びや協働的な学びを重視した教育課程の編成
 - ・ 国公立大学等への進学を見据え、各教科において基礎・基本を踏まえた上で発展的な学習に取り組ませるとともに、習熟度に応じた少人数指導等を取り入れるなど、一人ひとりを大切にする学習指導を実施
 - ・ 2・3年次では、文系・理系それぞれのクラスにおいて、希望進路の実現に向けた授業を展開するとともに、生徒が主体的・意欲的に学習に取り組むことができる協働的な学びを充実 など
- 高校3年間を通じた計画的・系統的な「探究活動」の推進
 - ・ 次世代を担い、地域やグローバルな社会で貢献できる人材を育成するため、1年次から3年次までの「総合的な探究の時間」の中で、地元の企業・公共機関や大学等教育機関と連携した探究学習を推進
 - ・ 一人ひとりの興味・関心に基づいて、地域・社会の課題解決に取り組む「学校設定科目」を設置 など

ビジネス情報科

商業に関する専門性を身に付け、他者と協働して地域経済や社会の活性化を担う人材を育成

- 商業の専門性を高める科目の設定
 - ・ 地域経済を支える創造的な人材を育成するため、ビジネスに関する知識・技術を身に付けられる専門科目を設置
 - ・ 簿記・会計、ビジネス情報、マーケティングの各分野において、より一層専門性を高める選択科目を設置 など
- 商業・地域経済にかかわる将来のスペシャリストを育むキャリア教育の推進
 - ・ 地域や大学・地元企業等と連携・協働し、地域課題についての探究的な学習を行うなど実践的な課題解決学習を推進
 - ・ 進学コースを開設し、商業系の資格取得を通じた大学等への進学を推進 など

2 田布施農工高校を校地とする新高校

(1) 校名

山口県立田布施農工高等学校

<選定の理由>

- 「田布施」は所在地を示し、地域住民に親しみやすく分かりやすい。
- 「農工」が家庭科の学習内容を含みっており、「田布施農工」の名称が地元や産業界に定着している。

(2) スクール・ミッション

三つの専門学科を有する強みを生かした探究的な教育活動や、地域・社会や異校種等との連携・協働による実践的・体験的な活動を通して、高度な専門性と豊かな人間性を育み、社会の変化に対応し、地域や産業の持続的な発展を担う人材を育成します。

(3) 設置学科 (各学科1学級)

【農業に関する学科】

食農デザイン科
緑地土木デザイン科

【工業に関する学科】

機械デジタル科
建築科

【家庭に関する学科】

ライフデザイン科

(4) 学科の特色

食農デザイン科

農産物の栽培・加工・利用に取り組み、地域産業の発展・創出に貢献する人材を育成

- 農業生産や食品加工の専門性を高める科目の設置
 - ・ 稲作・麦作・野菜・果樹等の農業生産に関する科目を設置
 - ・ 校内及び地域の生産物による酒造や食品製造等の食品加工に関する科目を設置 など
- 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・ 他校や他学科、地域の農業法人や販売施設等と連携・協働した活動を通して専門的な知識・技術を向上
 - ・ 地域の農業法人における研修や地域の食材を生かした商品の開発・販売等、実践的・体験的な活動を通して地域産業の創り手となる意欲を醸成 など

緑地土木デザイン科

農業土木や造園・園芸を通じて、地域産業の発展・創出に貢献する人材を育成

- 農業土木や造園・園芸の専門性を高める科目の設置
 - ・ 圃場整備やインフラ整備のための土木技術者の育成に向けた農業土木に関する科目を設置 (農業土木に関するコース)
 - ・ 花き生産や造園業の担い手の育成に向けた造園や草花に関する科目を設置 (造園・草花に関するコース) など
- 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・ 他校や他学科、地元企業と連携・協働した活動を通して専門的な知識・技術を向上
 - ・ 外部講師による実技講習やインターンシップ等、実践的・体験的な活動を通して地域産業の創り手となる意欲を醸成 など

機械デジタル科

ものづくりを通じて生産技術の向上に取り組み、地域産業の発展を担う人材を育成

- ものづくりの専門性を高める科目の設置
 - ・ 生産現場で活躍する人材の育成に向けた機械に関する専門科目を設置
 - ・ デジタルを活用した生産技術の向上に向けた専門科目を設置 など
- 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・ 他校や他学科、地元企業と連携・協働した活動を通して専門的な知識・技術を向上
 - ・ 外部講師による実技講習やインターンシップ等、実践的・体験的な活動を通して地域産業の創り手となる意欲を醸成 など

建築科

建築に関する専門性を高め、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成

- 建築の専門性を高める科目の設置
 - ・ 建築士・建築施工管理技士の育成に向けた専門科目を設置
 - ・ 測量やCAD、木材加工等の充実した実習科目を設置 など
- 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・ 他校や他学科、地元企業と連携・協働した活動を通して専門的な知識・技術を向上
 - ・ 外部講師による実技講習やインターンシップ等、実践的・体験的な活動を通して地域産業の担い手となる意欲を醸成 など

ライフデザイン科

家庭に関する専門性を身に付け、生活の質の向上と社会の発展を担う人材を育成

- 家庭科の専門性を高める科目の設置
 - ・ 服飾、食物、保育等の家庭に関する専門科目を設置
 - ・ 服飾デザインコース及び食物文化コースを開設し、より一層専門性の高い選択科目を設置 など
- 地域と連携したキャリア教育の推進
 - ・ 地域の食材を生かした商品開発・販売や公共施設などにおけるファッションショー等の活動を通して専門的な知識・技術を向上
 - ・ 外部講師による実技講習やインターンシップ等、実践的・体験的な活動を通して生活産業の創り手となる意欲を醸成 など

3 今後のスケジュール

令和7年 6月 6月定例県議会で報告（「山口県立高等学校等条例」の改正なし）

11月 新高校（山口県立柳井高等学校、山口県立田布施農工高等学校）の設置

校2校の開校

令和8年 4月 新高